

鳥取県告示第 477 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 8 月 13 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 27 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 6 月 13 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さざなみ作業所

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

上紙 進

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市田島 814

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取大学附属特別支援学校に在籍する児童生徒及び卒業生を始めとする鳥取市及び周辺地域の障害児・者が、その生涯を通して楽しく心豊かな生活を実現するため、それぞれの特性や基礎能力を活かした職業能力の開発、生活をする上で基礎となる就労または研修環境を提供し、更に社会環境の整備並びに障害者及び保護者を始めとする関係者への本質的な支援活動に関する事業を実施し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。